

定款

一般社団法人こどもとねっと

令和3年5月21日作成

令和3年5月28日認証

令和3年6月1日設立

令和5年12月29日改定

一般社団法人こどもとねっと 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人こどもとねっとと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を佐賀県鳥栖市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域の市民と共にこどもの福祉・教育活動及び地域活性化のために活動し、もって地域社会の活性化に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 子育て世帯の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉サービス事業
- (2) 子育て世帯の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業
- (3) こどもの学習支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業
- (6) 地域との交流イベント及び地域共生社会の創造する活動を行う事業
- (7) 地域活性化にかかわる事業
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、代表理事に退会届を提出することにより、いつでも退社することができる。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員が同意したとき。

第3章 社員総会

(開催)

第9条 定時社員総会は毎年5月に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 社員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第10条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第12条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第15条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

(選任)

第16条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事の互選により、代表理事1名を選任する。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(余剰金の不分配)

第24条 当法人は、余剰金の分配は行わない

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第25条 本定款は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の決議権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第26条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の決議権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(清算)

第27条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

(最初の事業年度)

第29条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 宮原昌宏

設立時監事 田口吾郎

(設立時社員の氏名及び住所)

第30条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

住 所 福岡県糸島市波多江駅北二丁目7番1—803号

設立時代表理事 宮原 昌宏

第31条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである

住 所 福岡市西区上山門一丁目7番1-305号上山門エクセル

設立時社員 田口一恵

住 所 福岡県糸島市高田四丁目9番15号

設立時社員 田中祐介

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。